



会津農林事務所農業振興普及部だより

VOL. 253(平成26年2月20日発行)

編集・発行 ■ 会津農林事務所農業振興普及部
住 所 ■ 〒965-8501
会津若松市追手町7-5
ホームページ ■ 会津農林事務所で検索！

電話 ■ 農業振興課 0242-29-5303
地域農業推進課 29-5306
経営支援課 29-5307
有機農業担当 29-5317

岩渕氏が平成25年度農事功績者として表彰されました



岩渕孝氏が緑白綬有功章を受章されました。

農事功績者表彰は、公益社団法人大日本農会(

平成25年11月22日(金)、東京都港区赤坂の三会堂ビルの石垣記念ホールにおいて、平成25年度農事功績者表彰式が開催され、会津若松市北会津町宮袋の

明治14年設立)が明治27年から実施しており今年度で97回を数える歴史ある表彰で、先駆的技術の導入・普及・産地形成・発展及び後継者育成などを通じて地域農業の発展に大きく貢献された農業者を表彰しています。

岩渕氏は、会津平坦の水田地帯でトルコギキョウ生産体系を確立するとともに、イチゴとレタスを導入し、周年で収入を得られる安定した園芸複合経営を実現しました。また、会津地域のトルコギキョウ栽培の先駆者として新技術を導入し、「会津のトルコギキョウ」の地域ブランドの普及、販売体制の改善を通じた産地形成と後継者育成など地域農業の発展に大きな貢献をされました。誠にありがとうございます。

会津地方トルコギキョウ栽培技術セミナーを開催

今年で7回目となるセミナーを平成25年11月29日(金)に、福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターで開催しました。

今回は「高温多照条件下におけるトルコギキョウの高品質生産技術について」をテーマとして、広島県立総合技術研究所農業技術センター 福島啓吾氏に、会津地方と西南暖地との比較をした上で、会津地方における栽培のポイントについての講演いただきました。「当たり前なことを当たり前によれば、会津の夏は必ず克服できる」と改めてトルコギキョウ

の栽培の基本を振り返る契機とすることができました。

株式会社世田谷花き 小南善衛氏からは「トルコギキョウの流通状況とこれからの展開について」をテーマとして、台湾等の海外情勢や日本国内における品質による産地間競争のお話をいただきました。

今後の花き産業情勢を踏まえて会津のトルコギキョウ産地を生産者一体となり築きあげていきたいと感じるセミナーとなりました。

第9回会津地方アスパラガス生産振興大会を開催

会津地方のアスパラガス産地の「絆」を強固にすることを目的に、平成25年11月15日(金)、湯川村で9回目となる振興大会を開催し、約250名が参加しました。

明治大学農学部准教授 元木悟氏からは、「アスパラガスの高品質多収技術のポイント」をテーマに、土づくり、かん水、立茎管理について講演いただきました。質疑応答が時間をオーバーするなど大変盛り上がり、参加者からは「土作り、かん水の大切さや茎枯病対策に残茎抜き取りが効果的なことが勉強になった」などの声が多数聞かれ好評でした。

東一川崎中央青果株式会社 今井彰久氏は、「アスパラガスの販売情勢と今後の課題」をテーマに、風評被害はゼロではないが放射性物質検査が評価されていることや近年問題になっている夏場のトロケ防止に向けて関係者が団結して取り組む必要性をお話しされました。



新たなふくしまの未来を拓く園芸振興会津地方推進会議を開催

平成26年1月15日(水)に推進会議を開催し、「園芸産地復興計画」の1年目の実績(案)を市町村及びJAに報告し承認いただきました。

会津農林事務所では、キュウリ、トマト、アスパラガス、トルコギキョウ、サヤインゲン、宿根カスミソウについて「園芸産地復興計画」を策定しましたが、平成25年度から平成28年度までの4年間で①生産体制(人、ものづくり)の強化、②安全・安心の確保と販売対策の強化、③新たな生産システムの導入推進を重点的に推進してまいります。

JA あいづ水稲種子生産組合創立50周年記念式典の開催

平成25年12月13日(金)、猪苗代町「猪苗代観光ホテル」にて、種子生産組合員および関係者併せて約50名の出席のもと、JA あいづ水稲種子生産組合の創立50周年記念式典および祝賀会が開催されました。JA あいづ水稲種子生産組合は昭和38年に猪苗代町の4つの農協により設立され、現在に至っています。



式典は、五十嵐功種子生産組合長の式辞に続き、JA あいづ組合長の挨拶、会津農林事務所長等の来賓挨拶が行われ、生産者代表が「今後も組合員全員で優良種子の生産に精進したい」と決意表明しました。式典終了後には、記念撮影や祝賀会が行われ、半世紀に渡る種子安定生産の功績を称えました。

福島県国際農友会会津支部海外派遣研修生壮行会が開催



海外派遣研修に会津若松市の青年農業者 玉樹奨平氏(37)と就農予定者の穴澤幸広氏(40)の2名が派遣されることが決定し、平成25年12月17日(火)、会津若松市「ホテルニューパレス」にて、国際農友会会津支部主催の海外派遣研修生壮行会が開催されました。

壮行会は、支部会員および来賓等併せて20名が参加し、主催者の国際農友会会津支部長 大久保朋洋氏の挨拶の後、会津若松市農政部長等から来賓祝辞や激励の言葉が贈られました。

研修生挨拶では「研修成果を今後の農業経営に活かしたい」と誓い言葉がのべられました。壮行会終了後、激励パーティーが盛大に行われ、支部会員が研修生を励ました。

研修生を励ました。

平成25年度の一般社団法人福島県国際農友会の海外派遣研修は、平成26年1月19日～29日の11日間、アメリカ合衆国のカリフォルニア州とフロリダ州に研修生を派遣し、花卉、野菜、果樹及び有機栽培の経営状況や試験研究機関、市場、直売場などの視察が行われました。

新規就農者向け制度資金について

新たに農業を始める方を対象に制度資金が用意されています。

就農支援資金及び農業近代化資金の貸付を受けるには、就農計画を作成して県の認定を受ける必要があります(認定就農者となる)。なお、平成25年12月に法律が改正され、今後は市町村長に認定を受ける「青年等就農計画制度」に移行します(4月より順次体制が整備されます)。

就農計画の作成や制度資金の借入の詳細については、地域農業推進課までお問い合わせください。

資金の種類	資金の用途	貸付限度額	貸付利率
就農支援資金 (就農施設等資金)	農業経営を開始する際に必要な機械、施設、又は資材の購入等に要する資金	3,700万円	無利子
農家経営安定資金 (青年農業者育成資金)	経営基盤の弱い青年農業者を地域農業を担う中核農業者へ育成するために必要な資金	500万円	年1.00%
農業近代化資金 (1号資金)	畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設取得等に要する資金	1,800万円	年1.00%

(貸付限度額は個人利用の額、貸付利率は平成26年1月23日現在のものです。)

日本型直接支払制度の創設及び新たな米政策等の概要

平成26年度から大きく変更される米政策等の概要をお知らせします。

① 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

【現行制度】

○農地・水保全管理支払

○中山間地域等直接支払

○環境保全型農業直接支援

【新制度】

【農地維持支払(創設)】

・多面的機能を支える共同活動を支援。

【資源向上支払(組替)】

・地域資源(農地、水路等)の質的向上を図る共同活動を支援。
農地・水保全管理支払を組替え。

・基本的枠組みを維持・継続。

・基本的枠組みを維持・継続。

② 経営所得安定対策

(1) 畑作物直接支払交付金(ゲタ対策)

26年産 → ・25年産に引き続き全ての販売農家, 集落営農を対象に実施。

27年産から → ・認定農業者、集落営農、認定就農者(規模要件を課さない)を対象に実施。

※そばに関しては、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を交付対象から外す。

(2) 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

26年産 → ・対象農業者等は現行通り。

・26年産に限り非加入者 に対する影響緩和対策を実施。

27年産から → 認定農業者、集落営農、認定就農者(規模要件を課さない)を対象に実施。

(3) 水田活用の直接支払交付金

26年産から → ・飼料用米、米粉用米について数量払いを導入。

・そば、なたねについては、全国一律単価での交付から産地交付金からの交付に変更。

③ 米政策

【現在の米政策】

行政による生産数量目標の配分

【現行の生産調整の誘導措置】

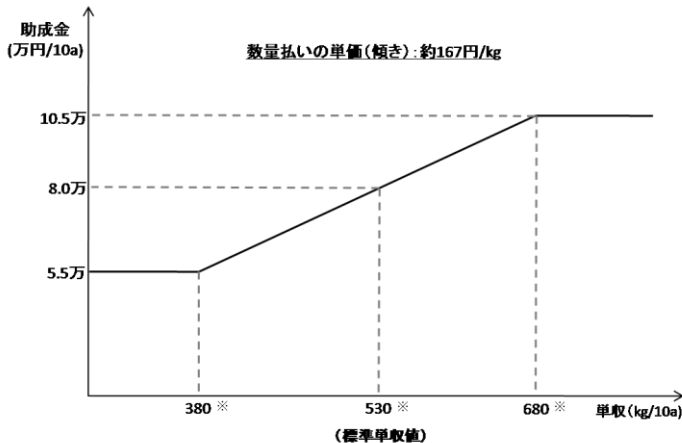
○米の直接支払交付金(1.5万円/10a) →

26年産米から単価を7,500円に固定した上で、29年産までの時限措置として実施〔30年産から廃止〕。

○米の変動補てん交付金

→ 26年産米から廃止。

〈飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ〉



戦略作物助成

対象作物	交換単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

二毛作助成

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件にします。
・※は全国平均の平年単収(標準単収)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。

詳細に関しては、農林水産省のHP (<http://www.maff.go.jp/>) でご確認ください。

